

(1)

# 早く、援護を！

8月1日発行 1972年第3号

韓国の原爆被災者を救援する市民の会 機関紙

事務局

T 565 吹田市桃山台3丁目36番5号

TEL 068 (71) 3446

振替口座 大阪 28307番

## 力ナリヤに唄を

### —韓国被爆者は訴える—

韓國原爆被災者援護協会会長

辛泳洙(シンヨンスウ)

唄を忘れた力ナリヤ  
世の中には、法律と

か、規則、各種の条約  
とがあって、人と人と  
の間とか、国と国との間  
を規制している。それ  
を守ることによって、  
世界は運営されている  
のかも知れない。

弱い者は、(あるいは不当な立場にあるも  
のは)泣いたり、叫んだり、訴えたりして  
も条約や法則を弱い者の方に有利になおして  
もらわなければならぬいのだ。  
それは被爆者自身がやることだ。  
韓国人被爆者自身が団結して、組織して、  
かちとらなければならないことであるのだ。  
それが、出来ない。

原爆当事国であった日本、米国がサンフラン  
シスコの講和条約や韓国基本条約によつ  
て、すべての戦争責任を清算してしまつてい  
るのであれば、責任は当然韓国政府がもつべ  
きものであるけれども、借しむらくは、韓国  
の国内法には、未だ被爆者を救援する法律も  
規則も出来ていないことである。

条約や法律は強い者の方に有利に、一種、  
力学的作用によつて作られる場合も間々ある

韓国被爆者は永遠に救済出来ないものだ  
天は自ら助ける者を助くとか。  
しつかりしんさいや韓国被爆者。

條約や法律は、弱い者の方の叫びや訴えに  
よつて改廢、補強、訂正される場合も時たま  
あることであるのだ。

完全無欠に出来ている  
のであらうか？  
いつれにしても、条  
で、條約、法律の専外にあるため全く見捨て  
らす余地のないように  
されていいるといふことは、だれに言わせても  
ちかを改定しても、この人達を救済するの  
が、平和を目指す人類社会の課題の一つにも  
なるわけだ。

広島、長崎の被爆者総数の一割を越す韓国

は、貧困に苦しんでいるあんたこそ、いくらで  
も要求するだけの権利があるのでつせ。



日本の場合と較べ歯がゆく、じれつたく  
痛恨にたえない次第である。

後はじめて医療法と措置法が出来た) を思え  
ば、思い半ばに過ぎるものがある。

### 韓国人の被爆者は乞食ではない。

韓國の被爆者達はかわいそうである。その  
現状たるや慘めなものである。  
しかし、それだからといって、乞食ではな  
い。

韓国人被爆者は日本人被爆者とも、また、  
わけが違うのである。

無告の被害者である韓国人被爆者達は加害  
者に対し、堂々とその損害の賠償を要求しな  
ければならないのである。

着古した幾枚かの古着とか、気やすめの診  
察や慰問位で問題が解決出来るものではない。  
日本政府か、米国政府か、あるいは韓国政  
府か、または、これなどの関係各國が相談し  
あつても根本的な対策を講じてもらわなければ  
ねばならないのである。

要はこれら各國政府が無関心であるからで  
ある。関心をもてば出来ないことはないこと  
である。  
しかし、これら関係諸國が関心をもつよう  
にさせるためには、なみ大抵のことではない。  
まして、対策を立てさせる迄にはなかなかの  
ことではあるまい。日本の場合(被爆十数年

日本では、被爆者団体は勿論、各種の社会  
団体や平和団体、政治団体や地方自治体が協  
力しあつてもやつとあれだけのことしか出来  
なかつたのに、韓国では誰が協力してくれる  
というのか? 当局や社会の無関心、被爆者  
自身の無能無力など、孤立無援の状態を思え  
ば、ほとんど絶望に近い感がある。

賠償を要求する正当な理由をもつてゐる韓  
国被爆者達が團結して要求することが出来  
る迄には、どうしても外部からの助力が必要  
である。

その被爆者達の組織や実体調査が出来るよ  
うに援助したり、韓国被爆者の立場や権利を  
代弁してやつたり、理論を組立ててやつたり  
言いかえれば、韓国被爆者を只単に生活無能  
力者として、施しをあたえることにとどまら  
ず、自ら團結して組織して訴えることが出  
来るようになることである。

唄を忘れたカナリヤに元氣を出させて唄を  
唄わせることである。種子も煙もない者に種  
子か煙かを与えて花を咲かせることである。

会 計 報 告		1971.12.25 1972.7.10
(収入の部)		1,626,260
雜費 収入		166
雜収 入入		1,626,426
	(収入合計)	
(支出の部)		610,052
援護協会へ送金		1,391,00
經費		898,81
その他経費		2,289,81
	(支出合計)	839,033
	(差引残高)	787,393
	会 計 関 藤 仁 志	

提 言

# 運動前進へ全國組織づくりを

会長 本吉義宏

広島と長崎に原爆が落され、悲惨な大量殺戮と徹底した破壊が行なわれたあの悪夢の日々から二十七年の歳月が去った。私達が相集つて見捨てられていた韓国の原爆被害者を救う活動を始めてから曆はそろそろ「めぐりする。四半世紀を経た今もなお、この二個の原爆は生存者のみでなく被爆二世達の健康を奪い苦痛を与え、その生活を、人生を壊し続いている。暗黒の底知れぬ沼に希望の光明を沈め続けている。人命はあくまで尊く、恒久の平和は人類のすべてが渴望するものである。

なのに、原爆の直接被害者以外の大多数の人

は地球上のすべての生命を完全に抹殺させる

は十分やわらげることになら

い出す。これでは、その形においてお祭と変

りない。原水爆禁止運動が「三度（三たび）

原爆を許すまじ」「ノーモア・ヒロシマ」を

終局の願いとし、平和を希求する全人類共通

のものであること、同時に史上初めての原爆

をうけ、その苦しみを持つ人々の救済にある

ことは、何人といえども異論はないはずであ

る。しかし、現実には原水爆禁止運動にかか

つのか。患者さんの生活費をどうするのか、

その家族の暮らしは――。韓国被爆者の救援の

困難な点は、現実面でこゝにある。

かつて広島では、被爆者救援のために医師

や市当局が協力して「広島市原爆障害者治療

対策協議会」（略称・広島原対協）――のち

に「財團法人広島原爆障害対策協議会」――

が生れ、政府が原爆医療法を制定する糸口を

つくつた。この広島原対協は発足当時から被

爆者の生活援護を含む「援護法」制定をめざ

し、今日に至るまで生活援護の必要性を政府

に要請、同時に自ら被爆困窮者に生活保護費

を支給してきた。この原対協方式、といおう

か、これこそ韓国の原爆被害者救援に何より

大きな示唆を与えるものだ、と広島のある医

師は指摘している。

私は思う。もし、原対協方式が韓国の被爆

者救援に採用されるなら、市民単位の運動体

確認し合おう。

去年夏にこの会が出発してから一年間を振り返つてみて、私達のささやかな活動はいつそう幅広く、具体的な内容をもたねばならない時期にきていると判断する。原爆症患者に何の法的措置もない韓国では、原爆病院だけをいくらこしらえたところで患者さんの苦しみ（身体と暮し）を十分やわらげることにならない。病院へ通い、入院する費用をだれがもうつかない。患者さんの生活費をどうするのか、その家族の暮らしは――。韓国被爆者の救援の困難な点は、現実面でこゝにある。

かくて広島では、被爆者救援のために医師や市当局が協力して「広島市原爆障害者治療対策協議会」（略称・広島原対協）――のちに「財團法人広島原爆障害対策協議会」――が生れ、政府が原爆医療法を制定する糸口をつくつた。この広島原対協は発足当時から被爆者の生活援護を含む「援護法」制定をめざし、今日に至るまで生活援護の必要性を政府に要請、同時に自ら被爆困窮者に生活保護費を支給してきた。この原対協方式、といおうか、これこそ韓国の原爆被害者救援に何よりも大きな示唆を与えるものだ、と広島のある医師は指摘している。

いる韓国の原爆被害者救援は、患者さんの医療と生活両面が保障されるまで粘りづよく続けていかねばならないことを会員一人一人が

こそ組織づくりのない手にふさわしいのでないだろうか。既存の原水爆禁止運動団体の争いに巻込まれず、しかも韓国に苦しむ患者

一人一人の苦痛を自分自身の重みとして受取められるから。

私は提案する。韓国の原爆被爆者救援にかかわってきたすべての人が「患者さんに治療と生活を」の目標のもとに、全国的な一つの組織を結成しよう。医師は患者さんの治療にあたり、韓国内の専門医養成に活発な交流も進める。患者さんの生活援護のため、日本国内でしつかりした基金財團をつくる。そして、

市民の会は韓国被爆者問題が示す問題を根源からとらえ、真の韓国被爆者救済＝政治的解決への原動力になるべきである。それには、法律の専門家の手もかりねばならないだろう。こうした組織が動き出すなら、救援活動は大きな前進を始めるだろう。いま必要なのは、過去の教訓を生かし、すみやかに実行することである。そして、韓国の原爆被爆者救援活動を、世界の平和実現への堅実な一步にすることである。この夢だけは、この夢だけは、

私の「真夏の夜の夢」に終らせたくない。  
(この提言は、世話を人間の対論を土台に、私がまとめあげたものである)。

昭和二十年八月六日、母と弟は爆心地より約千五百メートル位の所で被爆した。母は顔面と片腕がケロイドになつた。弟は全く不思議なことに無傷であった。気がついた時は、母の身体の下にいたのである。しかし、その

韓国原爆被爆者協会の辛泳洙会長が八月はじめ、在韓被爆者の実情報告のため来日されます。

そこで、当会は救援活動を前進させる全国組織（本吉会長の提言をご参照下さい）づくりに向けて、辛さんをかこむ全国集会を広島で開きます。広島原爆病院の石田定内科部長ら医師団も出席し、幅広い討議を通じて救援の輪を広げるきっかけにしたいと思います。みなさんの参加を期待します。

くわしくは、事務局までお問い合わせ下さい。

とき 八月二日（水）午後六時十九時  
ところ みゆき会館（広島市平野町八一十五）

## 広島集会に参加しよう

### 広島支部結成を呼びかける

豊永 恵二郎

私の勤務している学校には、毎年十数名の在日朝鮮人が入学してくる。この生徒達をいかに指導していくか、という取組みが二年前から始つた。この中で日本人が朝鮮人にとって過去の忌わしい事実、それが現在にも續きいろいろの差別となつて現われていることを知つた。

こうした学校での取組みが機縁になつて、昨年八月、韓国を訪問した。十日間滞在した

が、八月十五日に「韓国原爆被爆者援護協会」をたずね、事務局の三人の方と話合つた。一般の韓国人たちとも話したが、韓国では日本以上に被爆者に冷淡であることを知つた。これは韓国の歴史、現在の経済状態から考えて当然であると思う。

以上の三つの事柄が、私が本会に入会した動機である。七月一日、本会の事務局長、松井さん宅を訪れ、一時間ばかり話合つたところ、広島での支部結成を痛感した次第である。以下、広島での仲間づくりを始めているが、みなさんのご協力を願いしたい。

私がこの原稿を書いているとき、テレビは南北朝鮮が平和的統一のために具体的に動き出したことを伝えている。ほんとうにすばら

しいことだ。昨年夏韓国を訪問したとき、南北赤十字会談のはじまつたことを知つた。あれから満一年もたたないうちに、ここまで統一への動きが進展したことは、全く驚嘆の一語に尽きる。韓国の被爆者救援の近道は、南北統一が早く実現することだ。それは政治の安定が第一だと考えるから。また、私が一教師として在日朝鮮人子弟を教育するさいに、

将来への明るい展望が開けたことをなによりもうれしく思う。

最後に、この市民の会が、被爆者救援に焦りに足りる。韓国の被爆者救援の近道は、南北統一が早く実現することだ。それは政治の安定が第一だと考えるから。また、私が一教師として在日朝鮮人子弟を教育するさいに、

(連絡先 広島県安芸郡矢野町大浜 四三六九の四)

## 朝鮮人被爆者孫振斗さん公判の経過

一、前回では孫振斗さんが被爆者健康手帳を求めて福岡地裁に行政訴訟を起した経過を報告しました。その後、四月二十八日、六月二日と二度公判が開かれました。

（四月二十八日）第一回公判——原告（孫さん）側の訴状、被告（福岡県側）の答弁書朗読。

（六月二日）第二回公判——県側の準備書面朗読。第一回公判の答弁書に関する質問。

ここでは紙数の関係で上記の訴状、答弁書、準備書面を紹介することはできませんので、全般の状況について述べてみます。

法（居住関係）が問題となるものと考えら

二、原告側は、訴状の中で、①手帳申請してから半年以上も経つのに何の返答もしないのは職務懈怠の違法がある。②被告は手帳交付しなければならない事を確認するよう請求している。

一方県側は答弁書の中で、行政厅に対し特定の行政処分を求める訴訟は、三権分立の原則から許されない事としてこの訴訟が不適法であるとしながら、①不法入国者が不法の適用を受ける者と地域社会との結合関

れるのであって、日本国内に全く居住関係を有しない外国人については適用の余地がない」としている。

この様に県側は我々の予想したとおり、

外国居住の被爆者には原爆関係の法律を適用しない方針を示した。

しかし、原告側は訴状にも述べたとおり、右記二法は被爆者であれば誰にでも適用されるものであり、正規の在留資格は適用の条件とはなっていない点を主張しています。

三、今回の裁判で最も重要な点は、孫さんが何故広島で被爆したのかを日朝の歴史の中で明らかにしてゆく事である。その中で当然多くの朝鮮人被爆者の事が明らかにされなければならぬし、在韓被爆者がどの様な状態に置かれているかを知らなければならぬ。

我々が特に裁判所に要望する事は、この

裁判を単に技術的な法律解釈の問題として扱つてゆくのではなく、歴史的事実を見、その中の見ていかなければならないという点である。そうでなければ、日本人が犯してきた誤りを又一度くり返す事になつてしまふ。次回裁判は七月二十八日福岡地裁で開かれます。多数の方の支援をお願いします。問合せは孫さんに治療を大阪市民の会梅原孝亮（東淀川区今里北通一丁目二番西六号）

## 運営日誌から

### — 事務局 —

◎辛会長の来日——八月上旬、徳山ライオンズクラブの招待で来日。当市民の会も招請状を送った。

### ◎世話人会——これまで原則として週一回、

週日の夜大阪弁護士会館で開いていたが、六月から日曜の午後、会長宅でゆっくり時間を持つて、相互の事務連絡や、また運動の質を深めてゆくための討論を積み重ねている。

### ◎原爆の図・丸木美術館に趣意書——丸木位

里・俊ご夫妻からご協力申出あり、七月はじめ趣意書を送った。

### ◎新聞雑誌での紹介——これまで紙上に紹介

して下さった主なもの、朝日新聞・東洋経済日報・キリスト新聞・友和・聖書の日本

・十字架の言・求道・永遠の日本・世の光など。

### ◎パネル制作——朝日新聞社などの撮影による在韓被爆者の写真を43cm×53cmのパネル

一五枚に。ご希望があればすぐ貸出します。

### ◎神戸でスライドの会——現地で写してきた

カラー写真のスライドの会（6/27）。

### 神戸市民同友会のホールで。十五名出席。

映画「私たちと戦争」及び「あつい壁」上映会で——七月、この二つの上映会でこの

会のPRをさせていただいた。

◎大阪では、辛会長を招いて例会を計画中。日取りが決り次第、ハガキでご通知しますので、できるだけたくさんの方の参加を。

### 八月の予定

二日 広島で全国集会（当会主催）

六日 広島平和祈念式典に辛さんが公式に

御出席  
九日 韓国で被爆者慰靈祭

## 会員のこころ

大阪片山紀

私は三〇才です。戦争に責任はないはずです。それでも日本人（なんとけがれた言葉

でしようか）の一人として、私たちの先輩の犯した行為に對して、責任をとらねばならないと思うのです。それが人間らしい人間だと思います。私が市民の会にお金を送ることに對して、事務局から感謝されることはないと思います。私は韓国の被爆者の皆さんの苦しみの一かけらも知らずして、同じ苦しみを感じることなく、ただお金を送るだけなのです

## 『韓国の原爆被害者を

### 救援する市民の会』へのお誘い

○広島、長崎で原爆のためあわせて五万人の朝鮮人が死んだといわれ、生き残った朝鮮人被爆者のうち二万人が今の韓国に帰り、現在一万五千人が生存するであろうと推定されています。この中の多くの人が、原爆症であるにもかかわらず、何の医療も受けられていません。

○明治四三年の朝鮮併合以来、圧政のもとで朝鮮人農民は日本人に土地を奪われ、やむなく安い労働力として、大勢日本に流れて来ました。それはかりか、戦争末期には徴用や「強制連行」によって無理矢理に日本に連れられて来ました。ですから朝鮮人に原爆の悲劇にあわせたのは、日本政府であり日本人なのです。

ところが、わたしたちの政府は、戦争中のことは、日韓条約によつてすべて清算すべきであるとの立場をとり、この問題に責任を取らうとしないのです。しかも韓国政府

は被爆者救援にまでは手が届かず、被爆者の状況は非常に悲惨です。

○私たち、差当り交りのある韓国原爆被害者援護協会と密接な連絡を保つて、かの地に原爆症専門の医療施設を建設すると共に被爆者に自立の道を開くようなお手伝いをしようと考えています。

なお、本来一つであるべき筈の原水爆禁止運動や被爆者救援運動が、イデオロギーや党派によつてけわしく分裂、対立していました。それはかりか、韓國の辛会長は、何とかして、この運動を一方に偏してしまわない、広い市民運動として展開して行きたいと願っています。

### 編集後記

今号は、私たちの運動の一つのピークでもあるべき八月を迎えて、とくに韓國の辛会長からも原稿をいただき、これから運動の発展と質的浄化を展望するための特集号とした。編集部員は、七月末韓國へ飛び立つ前のわずかの時間に、あわただしく原稿の整理とわりつけをし、そのあと事務局が校正を受持つた。そして、刷り上るのを待ちうけて二日朝當会主催の広島大会へ出発。ご支援を乞う。

○会費月額一口二五〇円(一人で、なん口でも入つていただいてけつこうです。一年分あるいは、数ヶ月分まとめて送金して下さつてもかまいません)